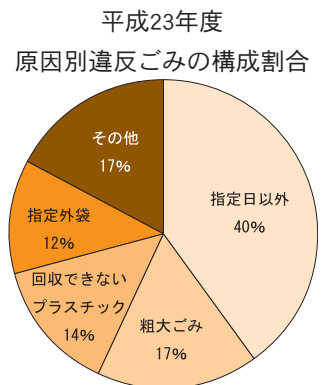


ルールを守って正しく出しましょう！～違反ごみについて～

違反ごみは4月から12月で2,700件以上 市内には、現在2,000カ所以上のごみ集積所が使用されています。地域のごみ集積所は、ご利用者の皆さんが順番で清掃を行うなどして、地域的美観や衛生上もきれいな状態が保たれています。しかし、ルールを無視したごみ出しも後を絶たないのが現状です。ルールを無視したごみには、「違反ごみ」シール(黄色)を貼り付けし、排出者に注意を促しています。昨年4月から12月までの9カ月間に違反ごみは約2,700件、毎月300件以上が発生していることとなります(昨年度の同時期違反ごみは約8,500件、毎月900件以上。昨年度と比較して約69%減)。

違反ごみの原因は大きく4つ 右のグラフは、違反ごみの内訳を示したグラフです。「指定日以外」、「粗大ごみ」「回収できないプラスチック」「指定袋以外の袋」、の4種類で、違反ごみの大部分を占めていることがわかります。



ごみを正しく出し、違反ごみを回避

項目	正しい出し方
指定日以外に出されたもの	<ul style="list-style-type: none"> 指定収集日以外にごみや資源物を出すことは、違反です。 「燃えるごみの日」に木くずが多く出されています。木くずは「資源の日」に出してください。 「資源の日」は品目ごとに収集車両が異なります。他の品目が残っているからと出しても、収集が終わっていることもあります。収集日の午前8時までには分別して出してください。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 自転車や家具など、指定袋に入らない大きなごみは粗大ごみとなり、ごみ集積所に出すことはできません。 粗大ごみの処理は、①直接、牛久クリーンセンターに持ち込む、②市の粗大ごみ有料回収を利用する(電話予約)の2通りの方法があります。
指定ごみ袋に入れないで出されたもの	<ul style="list-style-type: none"> 市は指定ごみ袋を採用しています。レジ袋や他市町村のごみ袋の利用は違反ごみとなります。 ラジカセなどの小型家電や白色トレイ・白色発泡スチロールを指定ごみ袋に入れず、そのまま出すことは違反となります。 燃えるごみ、燃えないごみ、白色トレイ・白色発泡スチロールは指定袋を必ず使用してください。袋の口は結んでください。
収集できないもの	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の部品やコンクリートブロック、パソコンなど、牛久クリーンセンターでは処理できませんので、ごみ集積所から収集はしません。 収集・処理できないものは、購入した店舗やメーカーなどにお問い合わせください。
家電4品目とパソコン	<ul style="list-style-type: none"> 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法に基づき処理します。 家電4品目は、家電小売店で引き取りますが、リサイクル料金および運搬料金が必要です。料金などは家電小売店にお問い合わせください。 家電4品目は、牛久クリーンセンターでもお預かりできますが、詳しくはお問い合わせください。 パソコンは、各メーカーで引き取っていますので、メーカーホームページからお申し込みください。

違反ごみをなくすには！ 違反ごみはまちの美観を損ね不快感を与えるばかりか、カラスなどによってごみ散乱を引き起こし、周辺に衛生面で迷惑を掛けてしまいます。また、収集時間を遅らせる大きな要因にもなっています。違反ごみは、ごみを排出する方の分別と、排出ルールを守り最後まで自分のごみに責任を持つことで、その多くを減らすことができます。違反ごみをなくすのも、排出者一人一人のモラルが大きな鍵を握っています。そのために、市から必要な情報を発信しますので、ご協力をお願いします。

※分別や排出ルールは「(簡易版)ごみ資源物分別表」や「暮らしの便利帳」を参照してください。

被災した家庭の瓦の搬入受け付けは、2月末で終了しました。